

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解決したの
で、同条第二項の規定により報告する。

令和五年六月十四日

江戸川区長 齊藤 猛

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	420,458 円	3 件
合 計	420,458 円	3 件

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	133,940 円	令和5年3月1日	東京簡易裁判所 令和4年(八)第107961号	令和2年2月17日	元金 120,000 円 利息金 5,900 円 遅延損害金 8,040 円	令和5年3月から令和6年3月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 令和6年4月末日限り3,940円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)
2	132,384 円	令和5年3月1日	東京簡易裁判所 令和4年(八)第107962号	令和2年6月23日	元金 120,000 円 利息金 3,600 円 遅延損害金 8,784 円	令和5年3月から令和7年4月まで 毎月末日限り5,000円ずつ 令和7年5月末日限り2,384円	原告 江戸川区 被告 葛飾区民 (連帯保証人)
3	154,134 円	令和5年3月1日	東京簡易裁判所 令和4年(八)第107963号	令和2年12月3日	元金 144,000 円 利息金 4,000 円 遅延損害金 6,134 円	令和5年4月から令和6年6月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 令和6年7月末日限り4,134円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
計	420,458 円						